

「アキタノNAV I」登録施設募集要項

1 対象となる施設・店舗

①秋田県内の観光施設

例：美術館・博物館等の入館料を徴する施設、体験プログラムを実施している事業者 等

②秋田県内の宿泊施設（ホテル・旅館・民宿）

③上記以外で観光客の受入を行っている施設（飲食店、土産店、道の駅 等）

※特に、上記①～③のうち、「アキタノNAV I」（以下「アプリ」という。）利用者が、施設・店舗（以下、「施設」という。）が設置するW i - F iに自動接続できる登録を行っていただける施設

2 登録の条件

【共通事項】

- ① 「秋田県暴力団排除条例」（平成 23 年 3 月 14 日秋田県条例第 29 号）を遵守すること。
- ② その他公序良俗に反していないこと・反するおそれがないこと

【個別事項（宿泊施設）】

- ① 秋田県内に所在地があり、観光客に宿泊のサービスを提供する宿泊施設であること。
- ② 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項の営業許可など、当該施設を運営するうえで必要な許可を得ていること。
- ③ 簡易宿所営業の許可を受けたものであって、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 46 号）に基づく「農林漁業体験民宿業」（以下「農家民宿」という。）を含み、いわゆる「農家民泊」を除く。
- ④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条第 6 項第 4 号に規定される施設ではないこと。

3 登録にかかる費用

無料

4 登録方法

登録いただける場合は、以下のとおり申し込みをお願いします。

（1）提出書類等

- ・秋田県観光・交通案内アプリ「アキタノNAV I」登録申込書
 - ・施設の様子がわかる写真画像（最大）4点 ※任意
- ※申込書は、記載のメールアドレス、F A Xで受付しますが、登録情報の誤入力等を防ぐため、可能な限りメールでのご提出をお願いします。

（2）申込書提出期限

随時募集

ただし、多言語による翻訳を希望する場合は、平成 30 年 11 月 16 日（金）までお申込みください。

なお、応募多数の場合、多言語に翻訳する対象施設を県にて調整させていただくことがあります。

(3) 登録のスケジュール

以下の流れで登録を行います。

なお、申込書の受理後、情報の反映までには事務処理の都合上、数週間～1ヶ月程度の時間をいただきますことをご了承ください。

- ①申込書の受付
- ②登録内容の確認
- ③アプリへの施設情報の掲載（日本語）
- ④アプリへの施設情報の掲載（多言語）※多言語による翻訳を希望する場合

(4) 申込書提出先・問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部観光振興課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1

電話：018-860-2261 FAX：018-860-3868

メール：Kanko@pref.akita.lg.jp

5 その他

- ・登録いただいた施設の情報は、アプリのダウンロード促進等を通じて積極的に広報させていただきます。
 - ・ご希望の方へは当方から広報用のチラシをお送りしますので、施設等にてご掲出いただくなど広報にご協力ください。
 - ・アプリの概要については以下のホームページをご覧ください。
- また、Google Play または App Store からアプリをダウンロードいただき、ご利用いただければ幸いです。

(秋田県観光総合ガイド「あきたファン・ドット・コム」)

<https://www.akitafan.com/pages/akitano-navi>